

令和 7 年 4 月 1 0 日

保護者の皆様

東広島市立三ツ城小学校

校 長 坂 本 博 司

気象警報の発令に伴う学校の措置について

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、東広島市教育委員会より気象警報の発令に伴う措置について、次の通り指示が出ております。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

午前 6 時の段階での措置

「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が、気象庁より東広島地域に一つでも発令されている場合は、「自宅待機」とする。

午前 7 時の段階での措置

警報の発令が解除されているとき

○原則、「時間を繰り下げ登校」とする。

但し、通学路の安全などが確保されていない場合は、この限りではない。

引き続き、警報が発令されているとき

○「自宅待機」を「臨時休業」とする。

午後 3 時の段階での措置

「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」が、気象庁より東広島地域に発令されている場合は、メールなどで保護者連絡を行い、「一斉下校」又は「引き渡し下校」とする。

引き渡しについては、個人調査票の「緊急時引き渡しカード 学校保管用」の欄に掲載された方への引き渡しとなる。但し、通学路の安全などが確保された場合は、この限りではない。

これらの措置を行う場合は、市民ポータルサイトなどを使って保護者の皆様に連絡します。各ご家庭でも気象情報の確認をよろしくお願いいたします。

なお、食品ロス削減のため、翌日の気象情報から気象警報発令の可能性が高い場合には、東広島市教育委員会が学校給食の主食（米飯及びパン）停止の判断を行います。主食（米飯及びパン）停止を判断したものの、臨時休業とならなかった場合は、各自、主食（米飯及びパン）を持参していただくこととなります。その場合は、市民ポータルサイトなどで連絡します。どうぞ、よろしくお願いいたします。